

船舶事故調査報告書

令和7年11月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和7年3月3日 20時50分頃
発生場所	高知県高知市高知港東方沖 高知港東第1防波堤東灯台から真方位013° 900m付近 (概位 北緯33° 31.2' 東経133° 36.0')
事故の概要	漁船祐丸は、錨泊中、走錨し、護岸の消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	令和7年4月7日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 祐丸、1.4トン
船舶番号、船舶所有者等	KO3-19117（漁船登録番号）、個人所有 第282-14179号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板及び右舷外板に破口を伴う凹損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：波向 南、波高 約0.5～1.0m、潮汐 高潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、しらすうなぎ漁の目的で、高知港東方の海域（以下「本件漁場」という。）に向か、同港の船だまりを出航した。</p> <p>船長は、友人から本件漁場での漁獲量が多いと聞き、数年ぶりに本件漁場で操業する計画を立てた。</p> <p>本船のしらすうなぎ漁は、浅海域に錨泊して集魚灯で左舷方の海面を照らし、灯りに集まって来るしらすうなぎ（うなぎの稚魚）をたも網（柄の付いた袋状の網）で採捕するものであった。</p> <p>船長は、本件漁場に到着し、陸岸寄りの浅海域での漁獲量が多いと思い、護岸から10m付近の海域に錨泊することとした。</p> <p>船長は、本船の船首を北西方に向け、左舷中央部から錨を投下し、約5m繰り出した錨索を左舷中央部のクロスピットに係止した後、集魚灯を点灯して左舷方の海面を照らし、船外機を停止して錨泊を開始した。（図1参照）</p>



図1 本船が投下していた錨

船長は、操業の準備に取り掛かって間もなく、左舷方至近に波高約1mの波を認め、どうすることもできないまま立っていた。

本船は、左舷方から波高約1mの波を受け、同波に圧流されて走錨し、一瞬の内に護岸の消波ブロックに乗り揚げた。

(図2 参照)

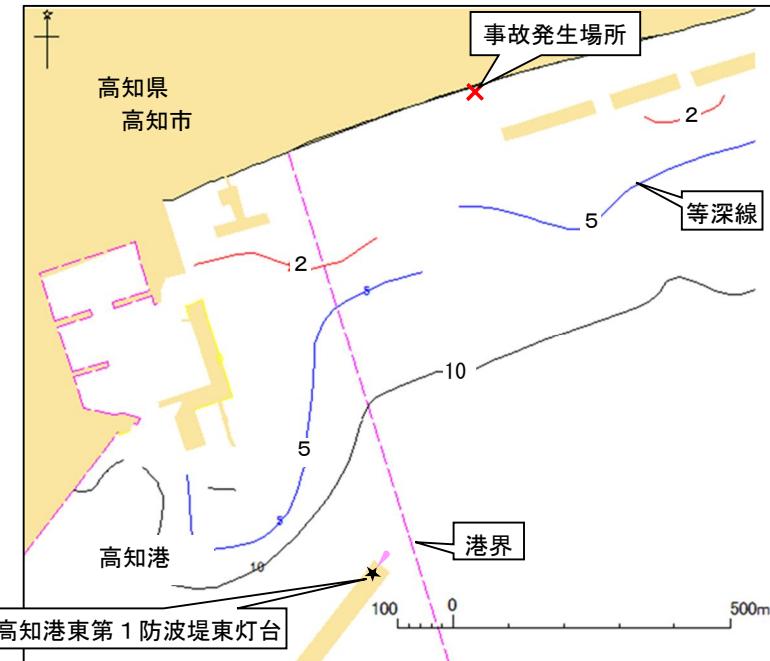


図2 事故発生場所概略図

船長は、電話で友人に本事故の発生を連絡して救助を要請した後、本船から消波ブロックに降り、本船を消波ブロックにロープで固縛した。

船長は、消波ブロックの上で救助を待っていたところ、陸上から来援した友人の家族の協力を得て上陸した。

損傷した本船を目撃した付近の住民は、本事故の発生を海上保安部に通報した。

本船の喫水は、船首尾共に約0.2~0.3mであった。

船長は、しらすうなぎ漁の経験が約48年あったものの、本件漁場での操業が数年ぶりであり、ふだん高知港内の波が穏やかな海域で操業していたので、本件漁場での走錨の可能性について意識しておらず、錨索を引くなどして錨の効き具合を確認しなかった。

海図W110（高知港）によれば、本件漁場付近の海域は、底質が砂であり、陸岸から約200~300m沖までが水深5m未満の浅海域である。

「波浪学のABC」（磯崎一郎著、平成18年株式会社成山堂書店発行）には、次の記載がある。

沖合では碎波していない波でも、海岸の浅海域に進んでくる場合に

	は、水深と海底勾配に関係して生ずる浅水変形、屈折、反射などの効果によって波高が増大し、波長も短くなり、結局波形勾配が急峻になって碎波します。
分析	<p>本船は、本件漁場で船首を北西方に向けて錨泊中、左舷方から受けた波高約1mの波に圧流されて走錨し、護岸の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、錨泊する際、錨索を引くなどして錨の効き具合を確認しなかったことから、本船の把駐力が十分に得られていないことに気付かなかつたものと考えられる。</p> <p>船長は、本件漁場での操業が数年ぶりであり、ふだん高知港内の波が穏やかな海域で操業していたことから、本件漁場での走錨の可能性について意識していなかつたものと考えられる。</p> <p>船長は、陸岸寄りの浅海域での漁獲量が多いと思っていたことから、護岸から近い場所に錨泊したものと考えられる。</p> <p>本件漁場付近の海域は、陸岸から約200～300m沖までが水深5m未満の浅海域であったことから、波が立ちやすい海域であったものと考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、船長が、錨泊する際、錨の効き具合を確認しなかつたため、錨泊中、錨の把駐力が十分でないことに気付かないまま、本船が波に圧流されて走錨し、消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型船舶の船長は、錨泊する場合、錨索を引くなどして錨の効き具合を確認し、十分な把駐力を確保すること。 ・浅海域で錨泊する小型船舶の船長は、走錨の可能性を考慮し、波の状況に注意すること。また、走錨した場合に備え、陸岸から十分な距離をとる等、適切な措置を採ることができる安全な場所に錨泊すること。